

開 会 午後1時40分

●あおいひろみ委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項は特にございません。

それでは議事に入ります。

議案第33号 白石清掃工場3号燃焼ガス冷却設備改修工事請負契約締結の件を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●中西管財部長 議案第33号 白石清掃工場3号燃焼ガス冷却設備改修工事請負契約締結の件について、ご説明させていただきます。

工事概要ですが、白石清掃工場における3号燃焼ガス冷却設備の2次過熱機の改修工事でございます。

地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社タクマ北海道支店、契約金額は7億70万円となっております。

また、竣工期限は令和10年6月30日でございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●かんの太一委員 私からは、議案第33号 白石清掃工場3号燃焼ガス冷却設備改修工事請負契約締結の件について、質問をさせていただきます。

まず確認の意味で、本件入札について、全ての入札参加者の入札額及び入札書比較価格に対する率、また、失格者及び予定価格超過者の有無はどうなっているのか、それぞれお伺いいたします。

●中西管財部長 入札参加者の入札額と入札書比較価格に対する率、失格者及び予定価格超過者の有無について、お答えいたします。

入札参加者は、契約の相手方であり株式会社タクマ北海道支店の1者のみで、入札額は6億3,700万円であり、失格者及び予定価格

超過者はありませんでした。

●かんの太一委員 ご説明ありがとうございます。

本件は、契約金額が7億円を超える大きな金額となっておりますけれども、市民にとって、燃焼ガス冷却設備といっても、どのようなものなのかイメージしづらいと考えます。また、工事自体が、市民生活にどのような影響を及ぼすのかも気になるところでございます。

そこで質問ですが、今回工事を実施する清掃工場の燃焼ガス冷却設備とはどのようなものなのか、また、この工事によって、ごみ焼却炉が一定期間停止することが予想されますが、市民生活に影響はないのか、お伺いいたします。

●早川環境局施設担当部長 燃焼ガス冷却設備がどのようなものかについてと、市民生活への影響についてお答えします。

最初に、燃焼ガス冷却設備は、ごみを燃やした際に発生します熱を効率的に回収するための設備であります。この設備で回収した熱を利用して、高温・高圧の蒸気を作り、蒸気タービンにより発電しております。

本工事は、平成14年の工場稼働開始から24年が経過し、設備の経年劣化が進んでいるため、実施するものでございます。

次に、市民生活への影響についてお答えします。

本工事に限らず、清掃工場で実施する工事につきましては、年間を通して、ごみ焼却処理が滞ることがないように計画的に実施しており、ごみ収集など、市民生活への影響はございません。

●かんの太一委員 今のご説明だと、3号炉定期整備の計画的な停止ということに合わせて行われるということなので、市民生活に大きな影響はないということでありました。

白石清掃工場をはじめ、ごみ焼却施設の適切な運営・管理、また、施設更新は良好な市民生活にとって不可欠であると考えます。今後も市民に分

かりやすく説明することを求めます。

また、施設の更新に関しては多額の公費が投入されますので、市場動向等に注視し、適切な金額で入札が行われるよう、業界との意見交換などを継続していくことを求めて、私の質問を終わります。

●あおいひろみ委員長　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第33号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　異議なしと認め、議案第33号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

---

閉　会　午後1時46分